

令和2年5月1日

保護者の皆様

旭川市教育委員会
教育長 黒 蕨 真 一

新型コロナウイルス感染症に対応した小中学校の臨時休業期間の延長について

日頃から、本市教育行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、保護者の皆様には、学校における新型コロナウイルス対策に多大なる御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本市では、道内における新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるため、保護者の皆様の御協力のもと令和2年4月20日(月)から5月6日(水)まで市立小中学校を臨時休業としておりますが、現在も道内の感染拡大に歯止めがかからず収束が見通せない状況となっていること等から、昨日、北海道教育委員会から、令和2年5月7日(木)から5月10日(日)まで、更に一斉臨時休業とすることが要請されました。

本市といたしましても、道内における感染拡大が収まらない中、北海道全体として感染拡大の防止に取り組むことが重要であることから、北海道教育委員会から要請があった次の期間、小中学校の臨時休業の期間を延長することといたしました。

子どもたちや保護者の皆様には更なる御負担をおかけすることとなりますが、子どもたちの健康と安全を守るため、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、5月11日(月)以降の対応につきましては、今後示される国や北海道の動向などを踏まえて決定し、改めてお知らせいたします。

<臨時休業を延長する期間>

令和2年5月7日(木)から令和2年5月10(日)まで

保護者の皆様へお願い

- 休業期間中は、不要不急の外出は控えるよう御協力ください。
- 毎日のお子様の体調管理と健康観察をお願いいたします。発熱等の風邪の症状がある場合は必要に応じて医療機関を受診してください。
- 早寝早起き等の規則正しい生活やバランスのとれた食事など、お子様の免疫力が高まるような生活について御配慮ください。
- ご家庭でも引き続き、手洗いや咳エチケット等の励行による感染症予防に努めてください。
- お子様の学習や生活に関すること等、学校はご家庭と連携して対応してまいりますので、心配なことなどがありましたら、学校へ連絡をお願いいたします。